

『次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画』

すべての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標①：令和10年3月31日までに、時間外労働時間を10%削減するため、従業員の労働時間管理の見直しを検討・実施する

<対策>

- ・ 勤怠管理の変更に伴った時間外労働時間増加の原因・分析等を行う
- ・ 会議等において管理職者に対して啓発を実施
- ・ 従業員に対し、個々の労働時間を管理するよう定期的に周知

目標②：男性社員の育児休業取得率を50%以上とする

<対策>

- ・ 法に基づく諸制度の調査
- ・ 会社規則や制度の見直し・整備を実施
- ・ 社内広報誌及び社内イントラネット等で育児休業に関する情報などを周知し、従業員の意識向上を図る
- ・ 制度を利用しやすい環境づくりのため、管理職を対象とした研修を年1回以上実施

以 上